

服装に関する規定

令和 8 年 4 月改定

(1) 制服

冬季 登下校の際は、必ずブレザーを着用。

学校指定のブラウス、カッターシャツ及びスカート、スラックスを着用。

学校指定のリボン、ネクタイを着用。

夏季 学校指定の半袖セーラー、ブラウス、カッターシャツ及びスカート、スラックスを着用。

指定期間中は、ブレザー及びリボン、ネクタイをつけなくてもよい。

(2) 靴

スニーカー、革靴のいずれでもよいが派手な色、形は避ける。

サンダル、スリッパ、厚底の靴、ブーツは禁止する。

(3) 防寒具

冬季 ブレザーの上に防寒具を着用してもよい。

防寒具は登下校時のみ着用すること。

セーター、ベストは学校指定のものを着用すること。

(4) 頭髪

生まれ持った髪の毛の状態に登校すること。

パーマ、染色、脱色、エクステンションなどの加工は禁止する。

(5) 留意事項

制服を加工してはならない。加工した場合は、新品を買いなおしてもらいます。

ブラウス、カッターシャツはスカート、スラックスの中に入れること。

化粧、付け爪、ネイル加工、カラーコンタクト、アクセサリー類、タトゥー、その他の装飾品については、一切禁止する。

異装が必要な場合は、生活指導部で「異装届」の手続きを行うこと。